

令和6年1月30日

神奈川県指定・海老名市指定 NPO 法人格の取得、及び寄附金税額控除の適用について
(お知らせ)

特定非営利活動法人 grand-mere

grand-mere は令和2年7月に『神奈川県指定 NPO 法人格』、令和5年12月に『海老名市指定 NPO 法人格』を取得しております。

そのため、grand-mere に対する賛助会員会費及び寄附金は、県民税及び市町村民税において税額控除の対象となります。(県民税は令和2年1月寄附分より、市町村民税は令和5年1月寄附分より適用。)

賛助会員会費及び寄附金のお支払い方法等、詳しい情報につきましては、当ホームページの「寄附・会員募集」をご確認ください。

県民税・市町村民税の寄附金税額控除額の算出方法は、下記の通りです。

【grand-mere に対し支払った寄附金額 — 2千円】×10% (4%県民税+6%市町村民税)

※政令市にお住まいの方は10% (2%県民税+8%市民税) となります。

※grand-mere に対し支払った寄附金額が2千円以下の場合、税額控除の対象とはなりませんが、他の神奈川県及び海老名市指定団体への寄附金額と合算することができます。団体一覧は神奈川県ホームページ及び海老名市ホームページでご確認ください。

頂きました寄附金は、不登校支援事業、学習支援事業等へ充当させていただきます。皆様の温かいご支援ご協力の程、心よりお願い申し上げます。